

入院時食事療養費負担額変更のお知らせ

今般の診療報改定により2026年6月1日より入院中の食事負担額が下記の通り変更になる改定がありました。
何卒ご理解のほどよろしくお願い申し上げます。

記

2026年5月31日まで		2026年6月1日以降	
所得区分	食事代(1食)	所得区分	食事代(1食)
一般所得	510円	一般所得	550円
低所得Ⅱ	240円	低所得Ⅱ	270円
低所得Ⅱ (長期該当)	190円	低所得Ⅱ (長期該当)	220円
低所得Ⅰ	110円	低所得Ⅰ	130円
指定難病	300円	指定難病	300円

※マイナ保険証を利用しない方で、「低所得Ⅱ」「低所得Ⅰ」の対象となる方は、健康保険限度額適用・標準負担額減額認定証の提出が必要となります。

(注1) 所得区分によって医療費の自己負担額や食事療養負担額が定められています。
(注2) 公費医療(難病)等により、負担額が異なる場合があります。

負担額の詳細については、下記へお問い合わせください。

- ・国民健康保険保険(国保)、全国健康保険協会(協会けんぽ)、健康保険組合(組合)の方は、「加入保険者」へ
- ・指定難病等で医療費助成制度の認定を受けている方は、住所地を所轄する「保健所」へ

以 上